

## 愛知県動物愛護推進協議会平成30年度第1回会議議事録

- 1 日 時：平成30年8月10日（金） 午後1時30分から午後3時まで
- 2 場 所：愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 出席者：（委員）矢部委員（会長）、清水委員（副会長）、石川委員、大羽委員、浅井委員、本島委員、鶴田委員、名倉委員、山田委員、山本委員、脇田委員  
（事務局）生活衛生課 増野課長、高柳主幹、森課長補佐、樋口主査、冨田主任  
動物保護管理センター 木下業務課長

### 4 概要

#### （1）あいさつ

##### 【生活衛生課 増野課長】

委員の皆様方には、大変お忙しい中また大変暑い中、愛知県動物愛護推進協議会平成30年度第1回会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の動物愛護行政に大変御尽力、また御協力いただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

動物愛護行政に関する話題ですが、本年3月に環境省の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が改訂されまして、新たに「人とペットの災害対策ガイドライン」が示されたばかりでございますが、本年6月18日に発生いたしました「大阪北部地震」、また、「平成30年7月豪雨」など、本年度に入りまして大規模な災害が続いており、被災ペット対策を強化することがますます重要になってきている状況だと考えております。また、近い時期になるかと思いますが、「動物愛護及び管理に関する法律」の改正が予定されております。私どもとしましても、これらの動向につきまして注意深く見守って適切に対応したいと考えております。

今後、動物愛護行政は様々な局面の変化があるかと思えますけれども、決して遅れることなく、動物愛護行政をやっていききたいと思っておりますので、御理解、御協力の程よろしくお願いいたします。

また本日の議題といたしまして、平成29年度の愛知県動物愛護推進計画の進捗状況及び30年度の推進計画の取組につきまして、御説明をさせていただき予定としております。委員の皆様方におかれましては、豊富な御経験、御見識に基づいた視点から御意見をいただければと思っております。

今後とも本県の動物愛護行政の推進に関しまして、一層の御指導、御協力の方よろしくお願いいたしまして、開催にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

今日は大変暑い中ではございますが、よろしくお願いいたします。

#### （2）議題

##### ア 愛知県動物愛護管理推進計画の平成29年度の進捗状況について

事務局 樋口主査 資料3-1により、平成29年度の進捗状況を説明。

##### 【清水副会長】

説明の中で%を出しているが、例えば犬の登録、狂犬病予防注射の達成目標と実績については、達成できてないと見た方がいいと思う。

また、犬猫等の終生飼養については、引取り数の目標が24年度対比80%で、実績が

64.8%となっているが、逆にこれは達成できているとなるのか。良い悪いの判断を付け加えて説明して欲しい。

**【事務局】**

狂犬病予防注射の接種率に関しては、目標を下回っていると御理解願いたい。これを何とか平成35年度末までに120%まで持っていくという長期目標があるが、伸び悩んでいる。

引取り数は、平成24年度対比目標80%に対して64.8%という実績だが、これは引取り数が減少し、目標が達成されているといういい意味で御理解願いたい。ただし、その内訳で猫の引取り数が依然として高止まりしているという状況である。

**【矢部会長】**

例えば視点Ⅰの4で、先程清水副会長が指摘した引取り数に関する数字だが、やはりこれは犬と猫で年度目標を分けた方がいいと思う。目標値は犬と猫込みで80%なのか、それとも犬も猫も80%ととらえて良いのか。

**【事務局】**

ここでは犬と猫込みでの数字として出している。

**【矢部会長】**

次回年度目標を作る際、犬と猫を分けて設定することはできるか。それとも、最初の目標値を犬と猫でまとめて設定したため、変更できないのか。

**【事務局】**

検討させていただく。統計の数字としては、犬と猫が分けられて上がってくるので、対応できるかと思う。当初の数値目標で、平成35年度の犬と猫を合わせた引取り数を平成24年度の数値から30%減と設定しているので、犬と猫をまとめた数字を出している。

**【矢部会長】**

地域猫活動が進んできたり、殺処分ゼロといったことが言われ、目標設定する状況が変化している。また、犬と猫に対応する方法が違うため、犬と猫で数値が違わなければならないと思う。

**【事務局】**

愛知県動物愛護推進計画自体が見直しの時期にきているので、御意見を参考に新たな計画を立てたいと思う。

**【矢部会長】**

狂犬病予防注射の接種率は、当然全ての犬が受けなければ目標が達成できないということか。接種率の算出はどのように行っているのか。

**【事務局】**

分母が犬の登録総数、分子が注射実施数である。

**【本島委員】**

狂犬病予防注射の接種率については、犬の登録が抹消されないまま残っていくことが接種率が上げ止まる理由の一つだと思う。また、飼い主の意識が高くなってくると、犬が高齢になり接種の可否を獣医師に相談した結果、接種しないと獣医師が判断することがある。そのような場合、接種率としてはマイナスになるため、接種率を上げ続けるというのはかなり難しいと考える。

#### 【清水副会長】

狂犬病予防注射については、獣医師会も非常に悩んでいるところであり、動物も高齢化してきて、飼い主が接種することを心配することが多い。法律上、狂犬病予防法では動物のことは考慮せず、接種義務について記載されている。予防注射を打たなかった場合の罰則はあるが、打って死亡したときの補償はない。厚労省に対して、獣医師会として問合せを行ったが、通常許可を受けてるワクチンを獣医師が接種して動物が死亡した場合には、どこにも責任がないということである。獣医師会としてやれることは、犬を診察して今現在の状態では狂犬病ワクチンに限らず、他のワクチンを打つことは危険であるという診断書を出すことだけである。その診断書を行政がどう扱うかだけである。市町村あるいは中核市によっては、これを狂犬病予防法には合致しないという理由で受け付けない。例外なく打ってくださいという回答になる可能性が高く、非常に悩ましい部分であり、難しい問題である。

#### 【石川委員】

名古屋市の場合は獣医師から猶予証が出れば、猶予することを原簿に記載し、猶予期間中は予防注射を猶予している。動物愛護週間に動物愛護フェスティバルを実施しており、そこで長寿犬の表彰を行っている。長寿犬は18歳以上を表彰するが、3年間適切に注射を打っている犬でなければ表彰できないということになっている。高齢だから打たないということを推奨しているものではない。

#### 【名倉委員】

豊橋市では、狂犬病予防注射を打てないと獣医師から言われたときは、打てる時期までは待っている。打てるような状態になれば打ってくださいと指導している。名古屋市のような猶予証はない。

#### 【浅井委員】

岡崎市では、つい最近9月に長寿犬の案内を出した。17歳以上という条件で800件ぐらい郵便を出したところ、すでに死亡している場合は飼い主から電話等で死亡届を受けた。また、狂犬病予防注射は最近打っていないと飼い主から言われた事例もあり、対応に苦慮した。

#### 【鶴田委員】

豊田市は、名古屋市と同様、獣医師からの診断書もしくは猶予証を受けている。猶予期間について、大体は年度末までという診断書を出す獣医師が多い。予防注射を打っていない飼い主については秋に督促状を出すのが、その際、接種を受けられない犬には督促状を出さずに、次の年度にまた案内を出している。

登録頭数については、登録を残したまま引越した、もしくはどうなってるかよく分からない場合も多い。犬の原簿を削除することは法律上できないが、20歳を超えてさらに3年間注射を打っていないものについては、登録上の統計頭数から外し、注射の案内も出さないようにしている。実際の登録頭数と統計上の頭数に乖離があるのは止むを得ないところではある。

#### 【清水副会長】

愛知県獣医師会では、猶予証を今まで出していたが、獣医師が狂犬病予防法で規定されている注射を猶予することはできないということで、診断書を出すように変更した。

その際、市町村の方にそれを受けてくれるようお願いをしたが、市町村の対応に違いがある。

それから一番問題なのは、狂犬病ワクチンによるアナフィラキシーを起こす場合があるということである。その前段階で、少しアナフィラキシーの反応がある犬の翌年の狂犬病ワクチンを接種するかを獣医師として悩むが、アナフィラキシーがあるから打てないという診断書を書いたとしても、期限を決めることができない。狂犬病予防接種は年毎であるが、督促のハガキが出てから猶予証を出すと、期限は半年先という形で6か月くらいが限度だろうと考えるが、非常に悩ましいところである。

**【石川委員】**

猶予について、実際にはその年の夏ごろまでに猶予証の提出があれば、督促状を出していない。また、次年度の注射の案内は出している。

**【脇田委員】**

今の集計方法では、分母の部分が変わらなければ接種率は絶対上がらないと思う。私どもは、販売時にワクチンの案内を行うが、狂犬病のワクチンを打つかどうかは飼い主次第である。

現在、環境省がマイクロチップの導入を現実化するにあたり、狂犬病予防法と一体化できないか、厚労省とすりあわせを行っているが、時間が必要である。環境省におけるマイクロチップの導入は、災害時に逸走した犬の所有者を探すためにスタートしたが、災害時以外の活用方法がほとんどない。これに狂犬病ワクチンの情報を付加するとすると、マイクロチップは上書きできないので犬への施術のタイミングが問題となる。マイクロチップが入っている犬は狂犬病ワクチンを注射済であることの証明になるような形になるよう厚労省へ働きかけている。中央環境審議会動物愛護部会の第49回では、マイクロチップについての話し合いは無かったが、動物愛護法の改正でマイクロチップが法制化され、厚労省でもマイクロチップが法制化されれば、狂犬病ワクチンの接種のタイミングが増えると思う。

また、アレルギー反応等の副作用のない新しい狂犬病ワクチンの開発はお金がかかるため、難しい。欧米では2年に1回の接種でよく、ワクチンを打つことができない証明書を出したら一生有効である。こういった部分について、狂犬病予防法の改正をしていく必要がある。

我々のせりあっせん業の業界のデータによると狂犬病ワクチンの接種率は4割を切ると言われている。法改正も含めて、我々と獣医師及び行政の三者で話し合わないとも進まないと思う。

**【清水副会長】**

マイクロチップに関してはその通りだと思うが、マイクロチップと狂犬病予防注射の情報を関連付けるためには、まずは狂犬病予防法を改正する必要がある。動愛法と狂犬病予防法とでは考え方に大きな違いがあるので、その整合性をとるような形で狂犬病予防法を改正して欲しいと厚労省へお願いしているが、上手くいかない可能性がある。

**【矢部会長】**

個体識別、個体管理のためにマイクロチップの装着を義務化しようとしているのは動物愛護管理法に基づくものであり、狂犬病予防注射の接種の有無を管理するために、厚

労省が賛同するかどうかである。

次に、特定動物の適正飼養の徹底についてであるが、行政が立入りをして管理していると思うが、県における特定動物の登録件数は何件か。

【事務局】

許可件数については平成29年度が234件で、これは中核市等もまとめた数字である。

【矢部会長】

動物取扱業者に対する研修会の実施についてだが、これは必ず受講しないと動物取扱業の資格を失うのか。

【事務局】

動物取扱業の登録を直ちに失うという規定にはなっていない。必ず年に1回は動物取扱責任者に講習会を受けさせなければならないという規定になっている。

#### イ 愛知県動物愛護管理推進計画の平成30年度目標について

事務局 樋口主査 資料3-2により、平成30年度の目標を説明。

【清水副会長】

2点伺いたい。先ほどの狂犬病ワクチンの集計方法で、母数の設定により数字が大きく違ってくるといった問題があったが、例えば1つの市町村に限定して実態調査するという計画はないか。もう1点は、災害発生時における同行避難訓練は将来的にこの計画のなかで行うことはあるか。

【事務局】

狂犬病予防接種率に関しては、自治体を限定して違う分母で数字を出すという計画は今のところない。それから、災害対策の方は、今年度、津島市の総合防災訓練及び東浦町の防災訓練においてブースを設置して普及啓発活動を行う予定である。

【清水副会長】

狂犬病の流行を抑えるには、70%以上のワクチン接種率が必要と言われているが、一度実態調査をする必要があると思っているので検討して欲しい。また、狂犬病がもし発生した時に、実際どのように対応するかというシミュレーションを行った方がいいと思うので、計画の検討をお願いしたい。

【山本委員】

視点Vの動物由来感染症について、一般の人に対して感染症に関する資料を作る予定はあるか。

【事務局】

今現在、新たな資料の作成には着手してはいないが、社会情勢等を見極めて必要に応じて作成していきたいと思う。動物由来感染症に関しては、県のホームページにも掲載されており、ダウンロード可能なので利用して欲しい。

【大羽委員】

ペット同行避難訓練に参加するということが、同行避難は今非常に問題になってきている。訓練だけでは分からない事がたくさんあるので、実際被災された地区で一体何が問題になるのか、どんなトラブルが出るのかという具体的なものが知りたい。県の方で発信してもらえると、各市町村がこれを見てマニュアルを作っていくと思うので、お

願いたい。

**【事務局】**

東日本大震災や熊本地震において発生した様々な問題点について、自治体間で共有されるようになってきたので、必要な情報を提供するとともに、同行避難が行われるように県としても努力していく。現在、環境省が一般向けのリーフレット等を製作中なので、届き次第配布していきたいと思う。

**【脇田委員】**

同行避難の件だが、東北でも熊本でも外飼いの犬が多かった。避難施設の収容スペースに限りがあったため、大阪等に運んだものはほとんど外飼いの犬であった。我々取扱業者では、業界トップが集まって災害時の支援の仕方や、飼い主に対する日頃の習慣や意識付けなどの啓発に取り組んでいかなければならないと考えている。環境省の災害時のマニュアルもあるが、部数が限られている。やはり獣医師と我々が一番エンドユーザーに近いところにいるので、取り組んでいかななくてはならない。ペット協会では、飼養の仕方に関するDVDを作成して販売時に配布しているが、これにリーフレットを付けて狂犬病ワクチン接種につなげるようにしている。

犬猫適正飼養推進協議会では標準書を作成して取扱業者に対し、繁殖、管理、飼養施設に関する一つの基準をつくって取り組んでいるので、参考にして欲しいと思う。飼養施設の適切な大きさについては、法律等で決めることは難しいため、業界が自主的に基準を作っていく必要があり、動物の適正な飼養に配慮した施設の指針を業界で作っていくことを検討しているところである。

**【大羽委員】**

ペット同行避難に関してだが、被災地から保護犬が出ている。その保護犬が保健所等で繁殖してしまい、子犬等が多く出ている。行政も収容した犬の繁殖を防ぐような手立て、避妊去勢を行うことも考えて欲しい。

**【矢部会長】**

動物愛護管理法は、命を持つものとして動物の尊厳を守るという非常に革新的な法律ではあるが、どんどんブラッシュアップして良くしていかなければならない。地方自治体の立場からも問題点は中央にどんどん上げた方がいいと思う。愛知県からも情報発信して欲しい。

(3) 情報提供

ア 「中央環境審議会動物愛護部会」(第49回)について

**【脇田委員】**

動物取扱責任者講習については、地方自治体から、様々な業種に対して参考になるものにして欲しいという要望があり、環境省でDVDを作成し、それをもとに講習を行うことで全国統一的な講習会にするという動きがある。

また、中部圏は昔から日本有数の犬猫の繁殖地であるが、犬猫適正飼養推進協議会が策定した適正飼養指針は、中部圏の繁殖業者や販売店のデータを基に資料を作成しており、ブリーダーの基準として、日本全国で通用するものになっていると思う。獣医師と私達及び行政を交えて一つの基準を独自に作り、中部圏でモデル地域をつくるというこ

とをお願いしたい。

**【清水副会長】**

今の提案に対して、獣医師としてやれる範疇があると思う。どこまで我々獣医師が立入ることができるのか明確には分からないが、できる限り協力したい。

**【脇田委員】**

マイクロチップの件をどう整理するかについても、我々の業界と獣医師との考えの違いもあるが、すり合わせを行って業界に発信する一つの指針ができればと思うので協力をお願いしたい。

**【矢部会長】**

次のこの協議会のときに見通しが明らかになるといい。環境省は予算が少ないため、地方自治体が主体で実施することが多くなると思う。

イ 名古屋市北区市営住宅の猫について

**【石川委員】**

北区の市営住宅において、当該飼い主が猫の飼育で近隣住民に非常に迷惑をかけているということで、名古屋市の住宅都市局が部屋の明け渡しを求める訴訟を起こした。3月19日に退去を命じる判決が言い渡されたが明け渡しに応じず、6月11日に強制退去となった。飼い主は猫を連れては行けないため、最終的には所有権放棄をしてもらい、動物愛護センターが全部引き取った。

この件の発端は、平成29年の5月頃で、近隣住民から動物愛護センターに苦情が入り、避妊去勢手術の実施等を指導をしたが、うまくいかなかった。当初は約10頭であったが、実際に引き取ったのは45頭であった。

6月11日に強制退去になるために大きく新聞報道をされたことにより、大阪府知事からも猫を助けるようメールがあり、市長が囲み会見で全部助けると発表し、我々にも殺処分するなという指示があった。猫の引き取りは、動物愛護センターへの持ち込みを原則としているが、6月8日、動物愛護センターが現地に引き取りに行って収容した。

45頭の成猫を一気に引き受けたが、収容場所を確保するのに苦慮した。翌日から避妊去勢手術を開始したが、名古屋市獣医師会から協力の申し出を受け、現在すべての猫に避妊去勢手術を実施し、15頭が譲渡されている。残りの約30頭はまだ愛護センターにいるという状態である。7月14日、再び新聞報道されたとおり、ボランティア団体がこの飼い主を虐待容疑で告発した。本市としては、当該猫の飼養状況は劣悪であったが、幸いにも収容した猫の健康状態は良好であり、また、血液検査でも異常は認められず、削瘦してるということもなかったため、告発は行わないこととした。残りの猫は、譲渡会等のイベントを開催して譲渡していく予定である。

この件が大きく報じられたことで、現在多頭飼育についての相談を多く受けている。今年から動物愛護センターの組織を改変したため、各保健センターで苦情を受け付けているが、重要な案件については動物愛護センターも一緒に対応するという体制にしており、多頭飼育施設について愛護センターと保健センターが連携して対応しているところである。情報を探知しても飼い主に面会することができないなど、非常に根気のいる指導が必要だと感じている。6月議会に多頭飼育対策についての質問があったが、現在動

物愛護条例の改正を含めて多頭飼育を把握する制度をつくることができないか、検討しているところである。多頭飼育については動物愛護関係の部局だけでは対応しきれないため、他部署との連携についても必要と考えている。

【矢部会長】

多頭飼育している人からの連絡や、住民からの通報など、名古屋市で何件ぐらい多頭飼育問題の事案があるのか。

【石川委員】

1年間に多頭飼育の苦情や相談を30件程受けている。

【矢部会長】

豊橋市、岡崎市及び豊田市では多頭飼育問題はどれくらい生じているのか。

【名倉委員】

多頭飼育については1桁程度である。一番多いのは隣の家の鳴き声や異臭の苦情である。

【大羽委員】

名古屋市の年間3、40件の苦情は、毎年違う人なのか。

【石川委員】

年度をまたいで継続しているものもあると思うが、そこまで詳細な統計はない。

【浅井委員】

年に数件だと聞いている。苦情が入れば指導に行くので改善されていると思う。

【鶴田委員】

10頭以上の多頭飼育の苦情は数件レベルである。市内のごみ屋敷に住んでいる人が猫の餌やりを行っていたが、火災になった事例があった。多頭飼育については、豊田市不良な生活環境を解消するための条例で最終的には代執行にて動物を強制的に引取ることができるようになったため、市内の関係部局を中心に、連携を取りながら指導するようになっている。

ウ 「シンポジウム ボルネオ いのちをつなぐ風になる」について（本島委員からPR）

エ 豊田市の取組について

【鶴田委員】

豊田市の民生委員の連絡協議会という代表者の方の集まりに行き、動物愛護センターの取組みを話したところ、民生委員から多頭飼育をしている高齢者を受け持っているという話があった。また、動物愛護センターには届いていない苦情を民生委員が把握していることが判明した。民生委員の地区の協議会において、動物愛護センターの事業紹介を行うことにより、なるべく早く多頭飼育問題の芽を摘むようにしている。豊田市内に民生委員は500名程いるため、各地区で動物について何か問題あれば、動物愛護センターに相談するよう紹介をしてきた。

オ 資料5、資料6について

資料5及び資料6は配布のみ。